

目黒区障害者計画（第6期目黒区障害福祉計画・第2期目黒区障害児福祉計画）改定素案からの主な変更点について

番号	箇所 (>マークは変更理由等)	頁	改定案（変更後）	改定素案（変更前）
第1章 計画の概要 3 区の障害者を取り巻く現状				
1	(1)障害保健福祉の理念 ➤令和3年3月に新たな目黒区基本構想が策定されるため。	12	【施策内容の説明文】 (1行目から5行目) 区は、令和3年3月、まちづくりの基本的な理念や将来像と、長期的な目標や施策の方向を示す「目黒区基本構想」を新たに策定します。新たな基本構想では、区政運営の柱となる政策目標として、「学び合い成長し合えるまち」「人が集い活力あふれるまち」「健康で自分らしく暮らせるまち」「快適で暮らしやすい持続可能なまち」「安全で安心して暮らせるまち」の5つの基本目標を定めています。	【施策内容の説明文】 (1行目から3行目) 平成12年10月に策定した目黒区基本構想では「人権と平和を尊重する」ことを基本理念として掲げ、子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、すべての人が人間として平等であり尊厳が保たれる社会の実現を目指しています。
第3章 課題別事業計画				
基本目標Ⅱ 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり				
3 多様な活動の場の提供				
2	(4)芸術文化活動・生涯学習等の推進 事業番号 078 図書館における障害者サービスの提供 ➤現在、さわる絵本・布の絵本・布の遊具の作成は行っていないため。	52	【事業概要】 (4行目から5行目) ～さわる絵本・布の絵本・布の遊具の貸出、～	【事業概要】 (4行目から5行目) ～さわる絵本・布の絵本・布の遊具の作成と貸出、～

番号	箇所 (>マークは変更理由等)	頁	改定案(変更後)	改定素案(変更前)
基本目標Ⅲ ともに暮らすまちづくりの実現				
1 地域における安定した暮らしの場の確保				
3	(1)ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 事業番号 090 交通のバリアフリー化の推進 ➤現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」は一般的にバリアフリー法と称されているため。	54	【事業概要】 (1行目から2行目) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に～	【事業概要】 (1行目から2行目) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に～
3 地域における支え合い				
4	(1)ボランティア活動の推進 事業番号 122 ボランティアの育成 ➤現在、布のおもちゃは作成を行っておらず、またボランティアもいないため。	63	【事業概要】 (1行目から2行目) 音訳・点訳作成のボランティア養成講座を開設する。	【事業概要】 (1行目から2行目) 音訳・点訳・布のおもちゃ作成のボランティア養成講座を開設する。
基本目標Ⅳ 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援				
2 ライフステージに応じた支援の充実				
5	(3)インクルーシブ教育システムの構築の推進 事業番号 147 学校就学前ガイダンスの実施 ➤インクルーシブ教育システムに反する趣旨の事業であるとの誤解を招く恐れがあり、より適切な表現に改めるため。	73	【事業概要】 (2行目から4行目) ～行うとともに、多様な学びの場についての情報提供の機会の充実を図る。	【事業概要】 (2行目から4行目) ～行い、一人ひとりの子どもに適切な教育の場の提供を図る。